

購買ネットワーク会 “下請法あーだこーだ”

平成28年度下請取引適正化推進講習会テキストに準拠しています。

1

九州ネットワーク会 末席幹事
加藤 康正（居酒屋やすまさ店主）

©2017 IZAKAYA YASUMASA

はじめに

2

1. 本資料の内容について

本資料は2017年2月4日及び6月10日に購買ネットワーク会九州(2月)中国四国(6月)でご説明したものに同年加藤が参加した中小企業庁の下請取引適正化推進講習や所属する業界団体等からの情報を追加し、できるだけ最新版とするべく改訂したものです。

2. 私見が入っています

まだ行政の具体的な取組は固まっているとはいえませんが上記からの情報で推測できたニュアンスのようなものについては入れています。(所謂筆者私見です)

参考にしていただきたいサイト

- 公正取引委員会

3

(平成28年12月14日)「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正について

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/dec/161214_1.html

- 中小企業庁
適正取引ガイドライン

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>

- 未来調達研究所 オンライン研修

<http://www.future-procurement.com/product/shitauke/>

おことわり

- 字が多いです

4

法律なのでやはり文章が長いです。(講習会テキストよりは字数は少ないです)

- 条文も紹介しています

読みづらいところも多いかと思いますができるだけわかりやすい解釈をつけようと思いましたのでそこはお汲み取りください。

- 事例について

具体的事例は加藤が実際に見聞きしたケースを元に紹介しています。展開するときには一般化事例として説明くださいね。

発表の流れ

5

1. 今日のイイタイコト
2. 下請法あるある 「こんなところが気に食わない」
「こんなところでやらかした(やらかされた)」
「こんなところがわからない」
3. 下請法おさらい あらためておさらい
成立の趣旨から基本事項について
4. 下請法の勘所
5. ここ一年の改正ポイント 消費税転嫁特別措置法
下請法運用基準の見直し
6. あらためてのポイント確認
7. まとめ

今日私のイイタイコト

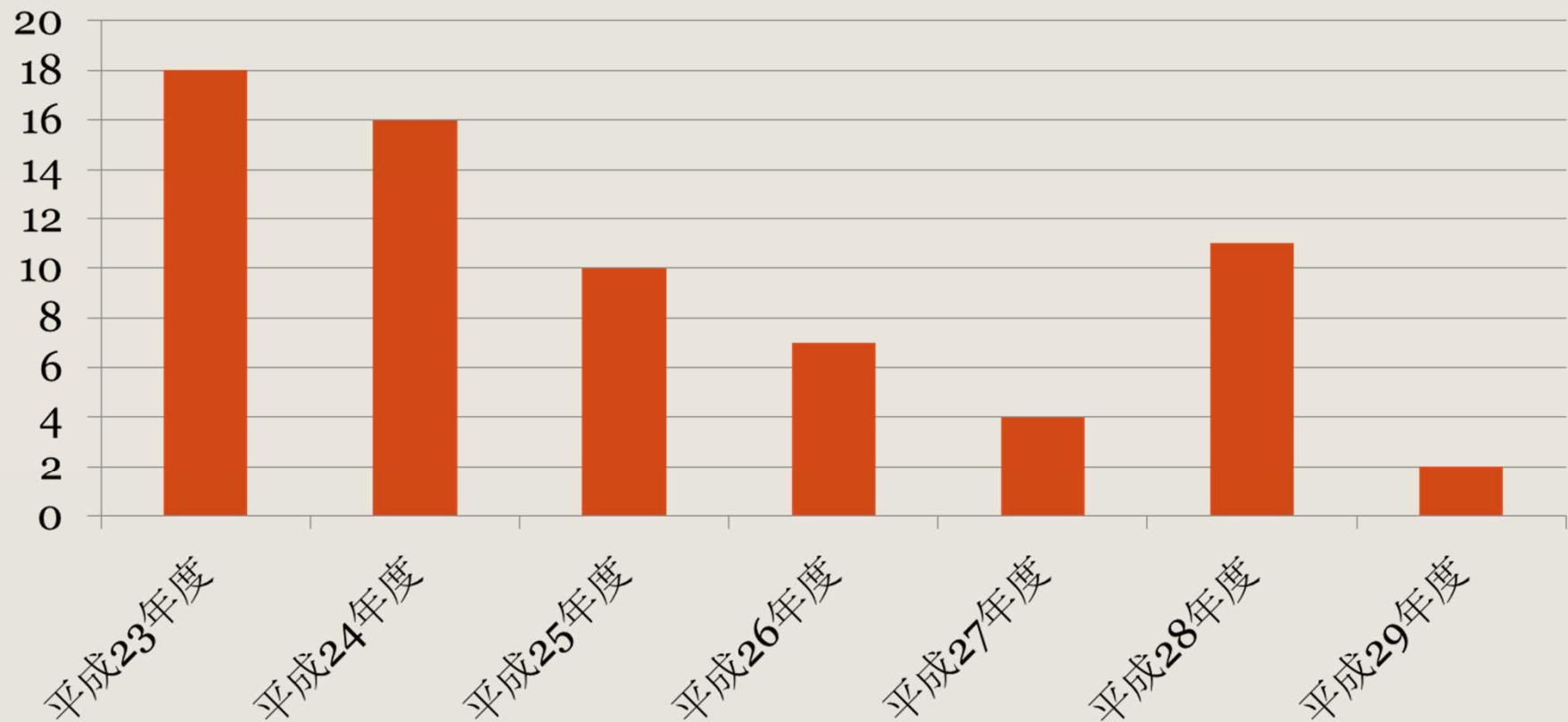
6

- 役所は本気出してきた！！
- 注意するところはまずは4点！！
- 金型と支払い条件には気をつけて！！
- 経験者・新人に関わらず講習を受ける機会を作って！！

役所は本気を出してきた!!

7

年度別勧告件数



勧告件数だけでなくここにも注目

8

3 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとしている（平成20年12月17日公表）。

平成28年度においては、上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は61件であり、当該申出件数は年々増加している（平成26年度47件、平成27年度52件）。また、同年度に処理した自発的な申出は86件であり、そのうちの10件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。平成28年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者2,551名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額6億4449万円相当の原状回復が行われた（前記2記載の金額の内数である。）。

なお、勧告に相当するような事案に対して上記のような取扱いを行った件数は、これまで19件である（平成20年度2件、平成24年度3件、平成25年度1件、平成26年度1件、平成27年度2件、平成28年度10件）。

【自発的な申出の件数】

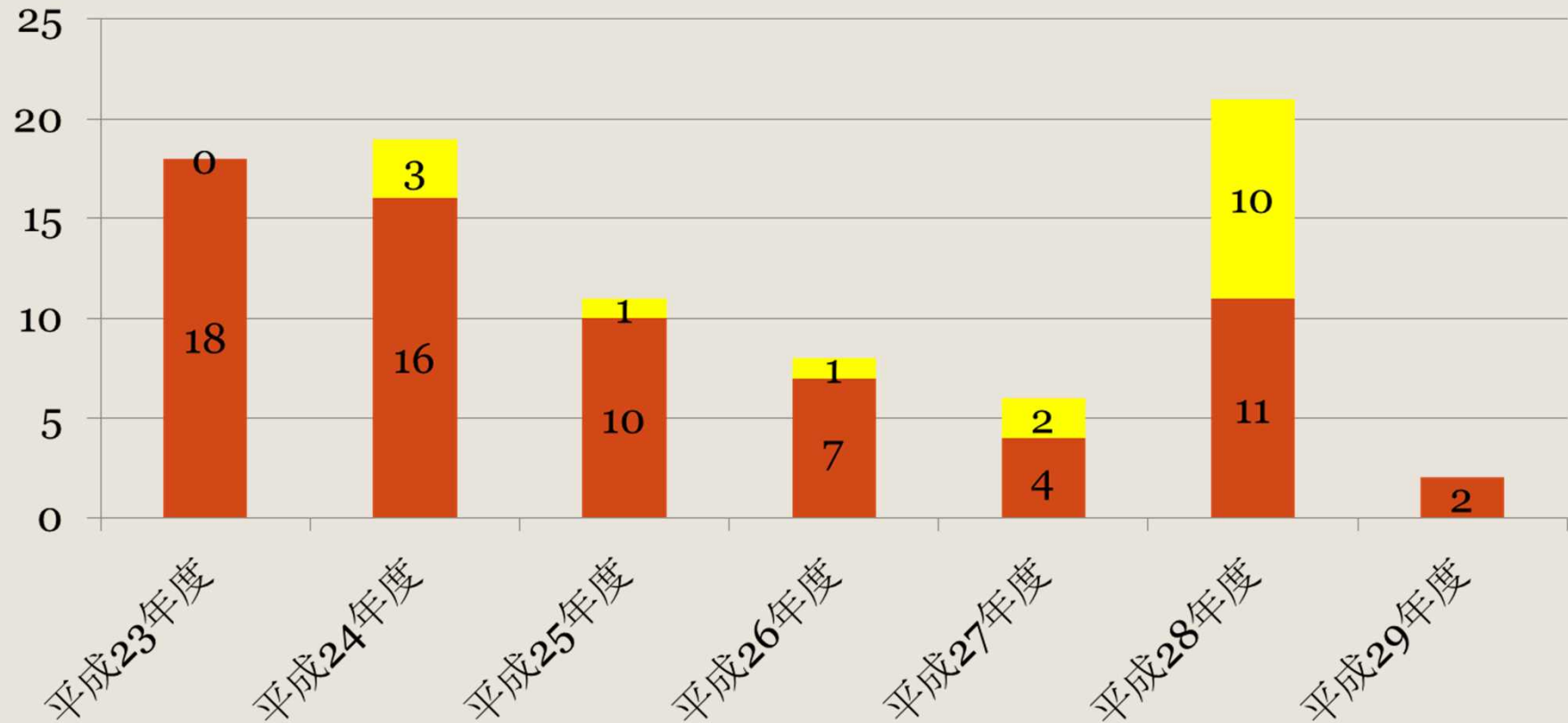
[単位：件]

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
3 (3)	14 (1)	47 (1)	52 (2)	61 (10)

役所は本気を出してきた!!

9

年度別勧告件数に自主申告の勧告相当事案件数を加えると



役所は本気だ！！

10

- 山崎製パンが“**下請けいじめ**” 公取委が勧告
- 5月11日 5時11分
- デイリーヤマザキなどのコンビニを展開する山崎製パンが、箸やフォークの仕入れ代といった本来は加盟店が払うべき費用など4600万円を、弁当などの納入業者に負担させる下請けいじめをしていたとして、公正取引委員会から勧告を受けました。

NHKが朝のニュースで報道しています。

おそらく今までここまで放送に乗ったことはなかったと・・・

役所は本気だ！！人もカネも増やして

11

(平成28年12月22日)平成29年度予算案における公正取引委員会の予算及び機構・定員について

平成28年12月22日
公正取引委員会

平成29年度予算案における公正取引委員会の予算及び機構・定員については以下のとおりであり、予算については総額112億22百万円（前年度比2.1%増）、定員については10人の増員としている。

1 予算（重点施策別）

区分	平成28年度 当初予算額 (A)	平成29年度 予算額 (B)	対前年度 増△減額 (B-A)
1. 厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用	349	384	35
2. 中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り強化	167	256	90
3. 消費税転嫁対策	1,397	1,139	△259
4. 競争環境の整備	117	117	0
5. 競争政策の運営基盤の強化	172	200	29
6. その他（既定人件費等）	8,792	9,126	333
合計	10,994	11,222	228

(単位：百万円)

検査官もあらたに設置

12

機構・定員

○機構

上席下請取引検査官の新設

○定員(増員の内訳)

厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用4人

中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り強化4人

サイバーセキュリティ対策及び情報化に関する業務体制の強化・拡充2人

予算策定時の公取職員数は832名

2. 下請法あるある

13

みなさん、こんなことはありませんか？

下請法 こんなところがきにくわない

こんなところがわかりにくい

こんなところでやらかした

こんなところでやらかされた

2. 下請法あるある

14

< 下請法こんなところが気に食わない >

- 検収締切日に納品書や請求書が届かず、検収処理が遅れた。経理ににらまれながら支払いの手続きをした。
相手が悪いのに
- 社長が承知しました！！というから分引きをしていたのに調査で指摘され減額分と遅延損害金を払わされた。
合意していたのに(文書もあるのに……)

2. 下請法あるある

15

- 下請法こんなところがわかりにくい
どれが下請取引なの？
製造、修理はわかるけれど、情報成果物、役務委託は
定義がわかりにくい。

代理店(商社)取引はどうなっているの？

建設業の場合は全部下請法適用外なの？

2. 下請法あるある

16

< 下請法こんなところでやらかした >

- 計算式方式注文を出したけれど、補助書面(確定数値での発注書面)を出さなくて指摘された。
- 下請取引と気付かずに従来どおりの支払い条件で支払ってしまった。(特に代理店(商社)への特注品発注で

2. 下請法あるある

17

< 下請法こんなところでやらかされた >

- 現業部門の班長が気安く口頭で依頼したものが購買部門の知らぬ間に納品されていた。
- 勝手に追加指示、返品処理をされてしまった。

みなさん

こんな経験していませんか？？？

下請法は不平等だ、割に合わない。長い付き合いなんだから大目に見てほしい。。。。

と思うのが人情ですよ。



でもそれには理由
があるんです！！

3. 下請法おさらい あらためておさらい 成立の背景と成立の趣旨

19

- 下請法の教育 公正取引委員会(公取)中小企業庁(中企庁)あるいは全国中小企業取引振興協会(全取協)のいずれかの講習をおそらく購買担当になってから早い時期に受講されていると思います。
- では下請法制定の趣旨はどのようなものでしょうか？ご存知ですか？おぼえていらっしゃいますか？

どんなことを覚えていますか？

20

おそらく

1. 取引の定義(製造・修理・情報成果物作成・役務提供)委託と資本金による)
2. 4つの義務と11の禁止事項
3. 事例

については覚えていらっしゃると思いますが。。。。
実は私もでした。

下請法制定の趣旨 ちょっと長いです。

21

下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)の適用を受ける取引(以下「下請取引」という。)における下請代金の支払遅延行為等の行為は、独占禁止法の不公正な取引方法のうち優越的地位の濫用行為に該当し、同法19条の規定に違反するおそれのある行為であるが、
下請事業者の利益を保護する観点に立てば、同法(ここでは独禁法19条のことです)の違反事件処理手続(裁判等)とは別の“簡易的な手続が必要であるという考え”のもとから、昭和31年に下請法が独占禁止法の補完法として制定された。

下請法制定の趣旨 ちよつと長いです。 もう少しお付き合いください

22

すなわち下請法は、取引当事者の資本金区分と取引内容で適用対象を明確とするとともに、親父業者 じゃない親事業者の優越的地位の濫用行為及び違反行為の排除措置の内容を具体的に法定するなど、独占禁止法に比較して簡易な手続きを規定し、“迅速、かつ効果的”に「下請事業者の利益の保護を図ろうとするもの」である。

また、下請法は、下請取引の公正化と下請事業者の利益の保護を図るという目的から、中小企業関係法としての性格も併せ持っており、中小企業施策の重要な柱の一つとなっている。

なにがしたいのかというと

23

- 下請法自体が手っ取り早く下請事業者の利益の保護を目的としているものなので、下請事業者の立場に偏った考えの下に制定されているのです。
- だから下請さんが多少のミスをやらかしてもちゃんとお金を払ってあげるようにしなさいよということになっています

すみません、ながいマクラで。。。。。

もう少しだけまじめな話を

24

1. 下請法とは？

- 正式名称は「下請代金支払遅延等防止法」。制定は昭和31年6月1日。
- 下請法の目的は、下請いじめを防止することによって、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与すること。
- 下請法は、独占禁止法の優越的地位の濫用に当たる行為をより効果的に規制するために立法化されたもの＝下請法は独占禁止法の特別法。

独占禁止法の中での下請法の位置

25

独禁法には3つの柱があります。

＜＜自由競争を維持する為のもの＞＞

1. 私的独占の禁止
2. 不当取引制定の禁止 (カルテル 談合等の禁止)

＜＜公正な取引を維持する為のもの＞＞

3. 不公正な取引方法の禁止

ここが下請法に関わる部分

独禁法と下請法 これは独禁法の条文です

26

- (9)この法律において「**不公正な取引方法**」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 正当な理由がないのに、競争者と共同して、次のいずれかに該当する行為をすること。
 - イ ある事業者に対し、**供給を拒絶**し、又は供給に係る商品若しくは役務の**数量若しくは内容を制限**すること。
 - ロ 他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。

- 五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、**正常な商慣習に照らして不当に**、次のいずれかに該当する行為をすること。
- イ 継続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。)に対して、**当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。**
- ロ 継続して取引する相手方に対して、**自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。**

- ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の**受領を拒み**、取引の相手方から取引に係る**商品を受領した後**当該商品を当該取引の相手方に**引き取らせ**、取引の相手方に対して**取引の対価の支払を遅らせ**、若しくはその**額を減じ**、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること

- 六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの
 - イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
 - ロ **不当な対価**をもつて取引すること。
 - ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。
 - ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

- ホ 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。
- ヘ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

ここまでできてお分かりになるかと思いますが

31

- つまり、下請法は即効性を重視した独禁法の別働隊？
ということがここでもわかります。
- またこの下請法は**強行法規**と呼ばれるもので
行政処分 即 刑事罰！！！！となるたてつけですが
- いまだこの形にはなっていません。
そろそろ人柱がたつかもしいないなどと、とある関係者と
話したりもしています。

下請法制定の時代背景

32

(1) 独占禁止法による下請問題への取組み

下請問題が社会的に大きくなったのは、朝鮮戦争による朝鮮特需の後、不況が深刻化した昭和26年頃。下請業者に対する不当な行為が頻発した。

独占禁止法で、「自己の取引上の地位が相手方に対して優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして相手方に不当に不利益な条件で取引すること」(いわゆる優越的地位の濫用)を不公正な取引方法のひとつとして規定するとともに、「下請け代金の不当な支払遅延に関する認定基準」を公表した。

- しかし、事態の改善は見られなかった・・・。

成立には意外な人物が

- 次の理由から、独占禁止法ではなく、新たな立法による解決が必要となった。
 - 下請取引は通常口頭で発注されるため、親事業者と下請事業者との間の取引条件が証拠として残らず、独占禁止法で摘発できない。
 - 下請事業者が、親事業者の報復をおそれて自主的に申告してくれない。
 - 独占禁止法により規制するよりも、実態に即して、親事業者の努力も促しながら事態の改善を図るほうが良い。
- 田中角栄が下請法案の説明を聞いて、「これは選挙に役立つ、面白い法案だ」。
- 昭和31年6月1日に下請法が制定された。

下請取引の構造 依存度について

34

- 日本では下請分業構造が製造業の広範な分野において見られ、下請取引に**100%**依存している中小企業（**299人**以下の企業）は約**40%**、**50%**以上依存している中小企業は約**70%**。
- 長期継続的取引が多い（第1位親企業との取引年数は「**20年以上**」が**50%**超もある）。
- 特定の取引先への依存度も高い（半数以上の下請け企業が第1位親企業に売上高の**50%**以上を依存している）。

下請法の構成 もうご存知ですよ

- 12条という法律にはありえないほどコンパクトな構成になっています。だから解釈が難しいともいえますが…
- 第1条(目的)
下請法は下請代金の支払遅延等を防止することにより、下請取引の公正化と下請事業者の利益の保護を目的としている。
- 第2条(定義)・・あとでご説明します。
「製造委託」「修理委託」「情報成果物作成委託」及び「役務提供委託」、「親事業者」及び「下請事業者並びに「下請代金」の定義を規定し、下請法の適用範囲を明確にしている。
- 議員立法が故の問題⇒解釈という形で補完している。

下請法の構成 2条の2(支払期日) 3条(書面の交付等)

36

- 第2条の2(下請代金の支払期日)
下請代金の**支払期日**を定めることを**義務**付けている。
- 第3条(書面の交付等)
・・・注文書のことなどを3条書面などといいますよね
発注に際しては親事業者に**発注書面の交付(又は電子受発注による提供)**を**義務**付けている。
(必ず注文書を出しなさい)
発注書面に記載すべき(又は電子受発注により提供すべき)事項は、別途規定されています。
「下請代金支払遅延防止法第3条の書面の記載事項に関する規則」 3条規則といわれます。に規定されます。 ふう

下請法の構成 4条(親事業者の遵守事項) いわゆる禁止事項11項目です。

37

- 下請法の中心規定であり、下請取引における**親事業者の禁止事項**を規定している。法定されているのは次の**11項目**である。

- | | |
|------------|-------------------|
| ①受領拒否 | ⑦報復措置 |
| ②下請代金の支払遅延 | ⑧有償支給原料の対価の早期決済 |
| ③下請代金の減額 | ⑨割引困難な手形の交付 |
| ④返品 | ⑩不当な経済上の利益の提供要請 |
| ⑤買ったたき | ⑪不当な給付内容の変更及びやり直し |
| ⑥購入・利用強制 | |

これらの具体的な運用については**下請法に関する運用基準(以下、運用基準といいます)**で規定されています。

不当要件の有無とはなにで判断？

38

- 不当性⇒代金の支払いがされているか否か？
というのが要かと思います。

下請法12条の概要図

39

分類	本文	関連規則等
目的	1条 目的	独占禁止法
定義	2条 定義 資本金と取引	
義務	2条の2 支払期日	
義務	3条 書面の交付	3条則(記載事項を規定)
禁止	4条 遵守事項 11の禁止事項	運用基準(具体的運用方法を規定)
義務	4条の2 遅延利息	
義務	5条 書類の作成・保管	
行政運用	6条 中小企業庁長官の請求	
行政運用	7条 勧告	
他法令との関連	8条	
行政運用	9条 報告及び検査	
罰則	10-12条	

これをまとめると……

40

- 下請取引において（2条）製造・修理・情報成果物作成
役務 委託
- 親事業者は 4つの義務
 - 1) 代金の支払期日を定めた上で(2条の2)
 - 2) 規則に定めた項目を記載した文書を交付(3条)して
 - 3) 定められた期間、関連書類を作成、保管し(5条)
 - 4) 支払遅延の場合は法定の遅延利息を支払う(4条の2)
- その中で禁止されている項目が11項目ある(4条)
- 行政は定期的に調査し、報告を行い結果によっては請求、勧告を行い、所定の罰則を科すことがある。(6-12条)

下請取引の条件 資本金規模より取引内容で

41

- おそらく資本金から考えるのが最初でしょうが……
ここはあえて取引内容から先に見て判断するようにしましょう。
取引内容は1) 製造2) 修理3) 情報成果物作成4) 役務とありますが、
まずこの中で 4) の役務から考えてみましょう
実は役務委託はこちらにご参加の皆さんの大半が該当
なしとなっています。
なぜか？ この役務については自らの業の再委託しか下
請取引として該当しないからです。
すなわち役務提供を業とする企業しか該当しないので
す。 派遣契約は派遣法、労基法の範疇で適用外です

ということで残りの三つに移ります。

- 製造・・・組立 加工 部品供給 製品そのものの納入が該当します
- 修理・・・自社で扱う機械設備の修理・補修部品供給
おそらく上の2つはみなさん、該当するものがおわかりか
と思います。
一般品(印刷物)は汎用性がひとつの基準になります。
・・・当たり前ですが当社が引き取らなければつかえない
ものは下請該当と考えてください。
情報成果物・・・プログラム デザイン 放送番組等
販促物、カタログ、CMなどがあたりますね。これは該当
する方がこのなかにいらっしゃるかもしれませんね。

あとほかに

43

- 建設業法における下請取引について・・・
原則、建設業、電気工事業等建設業法にて規定されている業種における取引は過去の経緯から下請法よりも実は厳格です。

例 下請法では発注時点で金額が未確定のものも発注行為が認められますが、建設業法においては金額が確定したもののしか発注はできません。

例外として、建設に供する材料加工、治工具類を委託先へ製作などさせた場合は下請取引の対象となりますのでご注意ください。

商社との取引について

44

- おそらくみなさまの取引においても“なんでもやさん”と呼べるような取引先さんがおられるのではないかと思います。工具類から機械設備、素材、果ては文房具まで扱っている商社(代理店?)さんとの取引についてです。
- 当社が使用する特注の製品(素材・半加工のものを含む)を商社経由で発注するとき。

下請先

- 仕様打合せをもっぱら商社が行う場合。 商社
 - 商社が取り次ぎのみの場合 製造委託先
- 周知のこととは思いますが、載せておきました。

さて 急ぎます

45

4 下請法のポイントについてです

ここでは文書交付の義務（3条）

禁止は下記4点

支払遅延

買いたたき

減額

不当な経済上の利益の提供要請

にしぼってはしよります。

義務と禁止については あえてはしよります

46

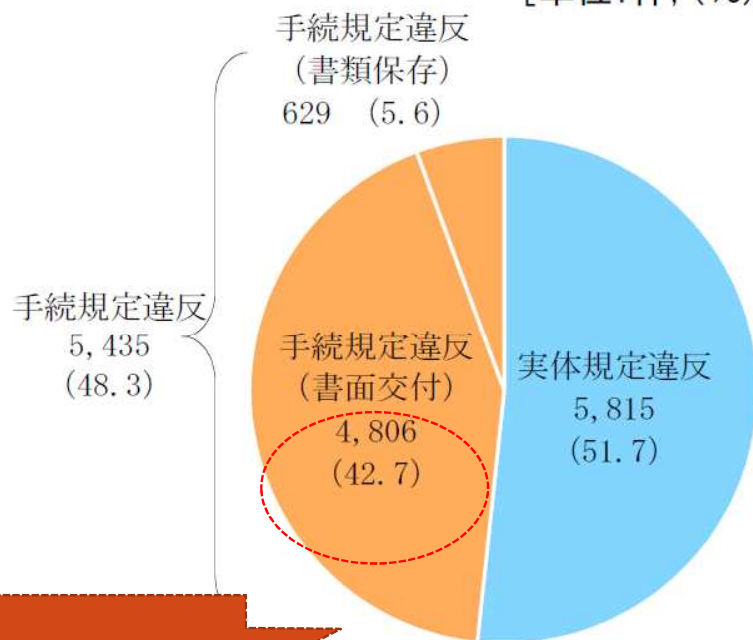
- 文書交付の義務 3条書面の交付の徹底
このときに気をつけなければいけないことは2点
 - 1) 支払条件等について
課税の問題があるので一方的に送付していただいて結構なのですが、必ず控えを保管するようにしてください。
 - 2) 補助書面の発行について(算出方式による発注の際)
取引先からの納品書(納入一覧報告書等)を元に検収するだけでなく、**確定した数量に基づいた最終発注金額を明記した文書を取引先に送付してください。**
算出方式注文書とセットで初めて注文書となります。

なぜ、はしよるかという 公正取引委員会の資料からみてみましょう

47

類型別件数（11,250件）の内訳

[単位:件, (%)]

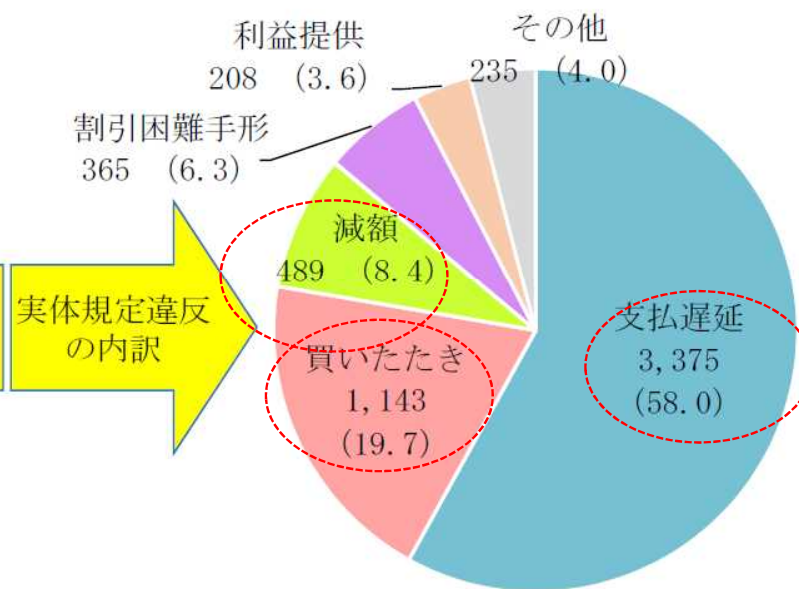


注文書交付

()内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。

実体規定違反件数（5,815件）の
行為類型別内訳

[単位:件, (%)]



実体規定違反
の内訳

(注)()内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

平成28年度違反件数のうち 9割弱が

48

- 書面交付違反(注文書交付) 42.7%
- 支払い遅延 30.0%
- 買い叩き 10.2%
- 減額 4.3%

「しめて 87.2%」

で占められているからです。

- あと利益供与の要請の禁止についても留意したほうがいいかと思います。 これもあとで理由を説明します。

支払い遅延をなくすには

49

- 締切日数日前(あらかじめ5営業日前などと設定したほうが良いと思います)未検収明細の一覧を確認
⇒要求部署の責任者宛に納品状況の確認を実施。
早急な処置を依頼します。

締め切り後、同様に未検収明細のリストを発行し再度確認
経理が追加計上できる締切日までに回収。

漏れがあった場合は追加で処置。

みなさん、当然やられていると思いますが、とにかくここを徹底するしか方法はないかと。

なにか工夫があれば情報共有させてください。

買い叩きへの対応

50

- これは平成28年12月14日の運用基準改正にもありますが、とにかく価格交渉に際しては文書を残す、別にきれいな形で残す必要はありませんが、つねに関係者の共有知として管理文書として保管することをお勧めします。
- 調査官も個別の事案に対して詳細を知るわけではありません。とにかくまじめに交渉を行った証跡をのこす事。ポイントとしては当社の生産計画、それに伴う発注計画を明示していること、かつ原料市況、賃金などの変動も勘案した事実を文字で残しておくことが肝要と思います。

買い叩き 続きます

51

- これもみなさんやられていることと思いますが、定期的に当社の状況、相手先の状況についてのヒアリング及び情報開示を行う機会を持つことかと。
- 四半期に一度、当社もちで飲み事を設定するのも一つの方法かもしれません。
- お互いの状況を理解することで、交渉にいたる背景が明確になる。ここが一番なのかもしれません。

あまいかな？？？

減額について

52

- 価格交渉結果の承認、マスター化に際しては必ず複数名で登録をすることで、まずは遡及値引きのリスクを低減させることが肝要かと。
- 決して一人作業にせず、交渉結果はほかのスタッフにシステム登録をさせるなど、作業の遅れ防止、客観性の維持という観点で統制を保つことが必要だと思います。
- 交渉結果は必ず複数名の確認を受け、支払い条件等含め瑕疵の内容に仕上げておくとうろしいかと思っています。
- 定期的な内部監査の実施も有効かと思っています。

利益提供の要請

53

- なぜこれを取り上げたかというところ
- 今回の運用基準改正についてのガイドライン案の内容を見ると、独禁法の優越的地位の濫用について結構なスペースが割かれています。
- ここでは下請法の範囲に関わらず所謂大手間の取引においても一方的な理不尽な値下げ要求。
たとえば…………… とか とか

不当な利益提供の要求・・・

54

今回の改正で取り立てて金型の保管等についての記述が強調されていますが

実は行政・立法に対して陳情が多かったのはとりわけこの件だったそうです。ただでさえ広くない置場にいつ引き取られるかもわからない量産を終えた金型が幅を利かす。

劣化させるわけもいかない。

下手なことを言って量産含めて引き上げられてはたまらない。。。

悲痛と受け取られる声が無視できないほど寄せられたそうです。

運用基準改正のポイント

55

- 違反の具体事例を増やし66⇒141
+75(枝番含めると+98)明確にしています。
そのうち、違反事例の多い
“支払遅延”+14 “減額”+21 “買ったたき”+21 “不当な経済上の利益提供”+19に重点を置いてより具体的に違反事例を特定しています。
新規に規定された事例98件中75件がこの4つの禁止事例についてとなっています。

(下請代金支払遅延防止法に関する運用基準)新旧対照表より

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/dec/161214_1.files/161214_05.pdf

なにがここからわかるかというと

56

役所は本気だ

たった12条の法律ですのでやはりあいまいな部分が多かった。

調査に立ち会った経験から言うと……

調査官の個性により解釈が異なる。

こんどはこれだけわかりやすくしているのだから、ちゃんとやりなさいということなのかと読み取っています。わたしは

すみません時間がないので

57

- 新たに規定された事例のいくつかを紹介します

支払遅延 自社の締め切り制度による遅延

検収に時間を要したためによる遅延

金融機関休業日が支払期日にあたる場合
合意なしに翌営業日に支払を行った

請求書がでていなかったことによる遅延
とにかくかなり具体的に決まっています。

買ったとき

58

人件費(じっはここも肝です)、原材料費が高騰しているにも関わらず、従前の単価で契約を更改した。

当社の収益が悪化したことを理由に価格協力を要請、時期を終了しているにも関わらず現行単価で契約を継続した
(値戻しの拒否)

合理性のないもの

今期は前期比5%ダウンの価格対応を要請するなど合理的根拠のない要請を行った。

不当な経済上の利益提供の要請

59

- これは自社の金型を預けっぱなしにするなどのケースが出ています。詳しくは対照表を見ていただくとよくわかります。

まとめです

60

- おすすめしたいのは、運用基準の改正(対照表)を読んでみてください
- そしてあらためてご自身の“下請法あるある”と比べてみてください。
- そして時間は限られていますが、まずは調達部門での共有化、そしてなにより要求部門への周知を図ってください
- より具体的になったということはやはり、今回の改正は本気でやるという意思表示だと認識してすすめていただくがよろしいかと思います。

あと、もうひとつ大事なことが

61

- 支払方法についてですが、手形から現金にするようにとの記述があります。これは下請け取引先の社員の方にとできるだけ現金をとというかなり政治的なアピールが背景にあります。
- まだどこまでここについての取り扱いになるかはどこでたずねてもわからないのが実情です。
- ただ一つ言えるのは手形のサイトは**60日以内**を意識しておいたほうがよいとのこと。
- ここは数年かけて確認していくとの方針が行政から出ていますので、しばし様子見と個人的には考えています。

ここが大事なかな

62

- とにかく、定期的に教育を受けてください。

かわってないなあ と感じられるかもしれませんが、昨年11月に基礎講習を受けてみて実感したのは勘所がどこかをあらためて認識できたこと。

2年くらいのインターバルで計画的に受けてみるのをお勧めします。無料ですから。4月 9月くらいに告知がありますのでウォッチしてみてください。

https://www.jftc.go.jp/kosyukai/form/apply_infos/apply 要求部門の管理職、監督職の方にも受けていただくように計画、働きかけをしてください。

やらかすよりやらかされることのほうが多いと思いますから

運用基準についての業種別ガイドラインを手元においでください

63

- 運用基準改正についてのガイドラインが2月から3月にかけて制定、公表されています。
ご自身の勤務業界のものについては最低お手元に置かれるとよろしいかと思えます。
3月末時点で、(1)素形材、(2)自動車、(3)産業機械・航空機等、(4)繊維、(5)情報通信機器、(6)情報サービス・ソフトウェア、(7)広告、(8)建設業、(9)建材・住宅設備産業、(10)トラック運送業、(11)放送コンテンツ、(12)金属、(13)化学、(14)紙・加工品、(15)印刷、(16)アニメーション制作業、(17)食品製造業・小売業(豆腐・油揚製造業)の17業種で策定しています。

後もう一つ大事なこと！！！！

64

- 書類を作成したらきちんと保管管理を忘れずに！！

要求部署に注文書や納品書が眠っていて、気がついたら
……ということのなきように！！

りっぱな法律違反（下請法5条 書類作成保管の義務）で
すから

はしょりまして申し訳ありませんでした

65

ご静聴 ありがとうございます。

- ご安全に！！